

ニュークリア・デベロップメント株式会社
使用施設
平成29年度第1回保安検査報告書

平成29年8月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要

- (1) 保安検査実施期間
- (2) 保安検査実施者

2. 保安検査内容

- (1) 保安検査項目
- (2) 追加検査項目

3. 保安検査結果

- (1) 総合評価
- (2) 検査結果
- (3) 違反事項

4. 特記事項

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間

平成29年6月12日（月）

（詳細日程は別添1参照）

(2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 大高 正廣

原子力保安検査官 杉山 久弥

2. 保安検査内容

(1) 基本検査項目

①マネジメントレビューの実施状況

②不適合等に対する是正措置の実施状況

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」及び「不適合等に対する是正措置の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等により検査を実施した。

その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

別添2参照

(3) 違反事項

なし

4. 特記事項等

なし

(別添 1)

保安検査日程

月 日	6月12日(月)
午 前	<ul style="list-style-type: none">●初回会議○マネジメントレビューの実施状況
午 後	<ul style="list-style-type: none">○不適合等に対する是正措置の実施状況●チーム会議●まとめ会議●最終会議

※○：検査項目、●：会議等

(別添2)

個別検査結果(1/2)

1. 検査実施日

平成29年6月12日(月)

2. 検査項目

マネジメントレビューの実施状況

3. 対象となった保安規定の条文

第2章 保安及び保安品質保証に関する組織

第4条 保安及び保安品質保証に関する組織

第5条 職務

第8条の3 保安品質保証責任者の責務

第8条の4 保安品質保証委員会

第9条の2 内部保安品質保証監査組織

第2章の2 保安品質保証

第9条の3 保安品質保証計画の策定

第9条の4 保安品質保証活動の実施

第9条の5 保安品質保証活動の評価

第9条の6 保安品質保証計画の継続的な改善

第9条の7 文書及び記録

4. 検査結果

平成28年度の保安に係る品質保証活動の実績が評価され、抽出された問題点及び改善点がマネジメントレビューにインプットされているか、また、マネジメントレビューのアウトプットを踏まえて、平成29年度の品質保証方針にどのように反映されたか、さらに、品質保証方針を受けた品質保証目標が策定されているかを検査した。

本件について、「保安品質保証計画書」、「2016年度第2回保安品質保証連絡会議事録」、「2016年度各所管部門保安品質保証活動実施状況報告」、「社2016年度保安品質保証活動総括及び2017年度保安品質保証活動計画(4月12日付)」、「2017年度保安品質保証委員会議事録」、各部門長が作成した「2016年度保安品質保証活動結果及び2017年度保安品質保証活動計画」、「社2016年度保安品質保証活動総括及び2016年度保安品質保証活動計画(5月30日付)」等の資料及び関係者の聴取により確認した。

具体的な確認内容は以下のとおり。

- ・保安品質保証責任者は、平成29年3月15日に平成28年度第2回保安品質保証連絡会を開催し、各所管部長から提出された平成28年度保安品質保証活動状況報告により、社及び各所管部門での保安品質保証活動の実施状況、保安に関する教育の実施状況、及び不適合管理の事案の対応状況等を確認していること。
- ・保安品質保証責任者及び同担当者は、平成28年度第2回保安品質保証連絡会での報告内容に基づき、「社2016年保安品質保証活動総括及び2017年度保安品質保証活動計画」を策定していること。
- ・「社2016年度保安品質保証活動総括及び2017年度保安品質保証計画」のうち、「社2016年度保安品質保証活動総括」において、①平成28年度重点課題への対応、②保安品質保証委員会及び保安品質保証連絡会の開催、③保安品質保証教育の実施、④内部監査の実施、⑤原子力規制委員会の保安検査等その他社内外への対応について総括され、平成28年度のインプット情報として社標準「保安品質保証計画書」に要求のある8項目がすべて記載されていること。
- ・社長は、「社2016年保安品質保証活動総括及び2017年度保安品質保証活動計画」について、平成29年4月11日に保安品質保証責任者及び同担当者とともにトップマネジメントレビュー(第1回)を実施していること。この中で、社長は、平成28年度第3回保安検査における指摘事項（核燃料物質の不適切な管理）を社内で検出できなかったことに対する要因分析とその分析を踏まえた改善策の実施状況を平成28年度保安品質保証活動総括の内容に追記するよう指示したこと。
- ・社長は、当該トップマネジメントレビューの結果、アウトプットとしての平成29年度の保安品質保証活動の重点課題について、①原子力安全文化醸成活動の継続、②不適合を踏まえた予防措置の実施、③原子力規制委員会の保安検査におけるコメント、内部監査要望事項への対応継続、等の項目に加えて、新たに、④検査制度の変更に向けての対応準備 の項目を追加することを指示して、平成29年度社保安品質保証活動計画の重点課題としていること。
- ・保安品質保証責任者及び同担当者は、平成29年4月11日の第1回トップ

マネジメントレビューにおける社長の追加コメントを反映して、「社2016年保安品質保証活動総括及び2017年度保安品質保証活動計画」を修正して、平成29年4月12日付けで社長の承認を得たこと。

- ・保安品質保証責任者は、平成29年4月11日の第1回トップマネジメントレビューにて決定した「社2016年度保安品質保証活動総括及び2017年度保安品質保証計画」を各所管部門長に周知するとともに、各所管部門長に「所管部門2016年度保安品質保証活動結果及び活動計画」の作成及び提出を指示していること。
- ・社長は、自らが委員長となり、保安品質保証責任者を副委員長とし、各所管部門長等で構成する保安品質保証委員会を平成29年5月24日に開催し、第2回マネジメントレビューを実施していること。
- ・保安品質保証委員会では、①「社2016年度保安品質保証活動総括及び2017年度保安品質保証計画」の確認、②各所管部門（管理部、安全管理室、試験部）の「所管部門2016年度保安品質保証活動結果及び活動計画」の審議、③内部監査の実施計画の確認等が行われ、その中で、保安品質保証責任者は、平成29年度の内部保安品質保証監査の実施計画について、平成29年度11月の定例の内部監査の他に、第三者を含めた随時の監査（6月）を新たに実施すること。
- ・副委員長は、平成29年度保安品質保証委員会の審議結果をマネジメントレビュー記録として議事録を作成し、委員長の承認後、各所管部門長に周知していること。
- ・各所管部長は、保安品質保証委員会での社長のコメントを反映して「所管部門2016年度保安品質保証活動結果及び活動計画」を修正し、社長の承認を得ていること。
- ・社長は、平成29年度保安品質保証委員会での審議結果に基づき、「社2016年度保安品質保証活動総括及び2017年度保安品質保証計画」を最終決定したこと。

以上のことから、保安検査で確認した範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

5. その他
なし

(別添2)

個別検査結果(2/2)

1. 検査実施日

平成29年6月12日(月)

2. 検査項目

不適合等に対する是正措置の実施状況

3. 対象となった保安規定の条文

第2章 保安及び保安品質保証に関する組織

第4条 保安及び保安品質保証に関する組織

第5条 職務

第8条の3 保安品質保証責任者の責務

第8条の4 保安品質保証委員会

第2章の2 保安品質保証

第9条の4 保安品質保証活動の実施

第9条の5 保安品質保証活動の評価

第9条の6 保安品質保証計画の継続的な改善

4. 検査結果

平成28年度第3回保安検査で指摘された「核燃料物質の不適切な管理に係る不適合について」及び第4回保安検査で指摘された「ガスマニタの誤報に係る不適合について」の是正処置についての対応が確実に実施されているかを検査した。

具体的な内容は以下の通り。

(1) 「核燃料物質の不適切な管理に係る不適合について」の対応状況の確認

- ・事業者は、当該不適合管理に対する是正処置のうち、当該核燃料物質のプールへの移送について、当初平成29年3月末の完了を予定していたが、核燃料物質の所有者からの切断作業の承認を得るのに時間を要したため、平成29年4月末までに完了するよう計画を見直し、平成29年3月15日に原子力規制庁との面談において報告していること。
- ・その後、平成29年4月11日までに核燃料物質の所有者の了承が得られたことから、長尺燃料棒切断作業要領、プール保管容器100A缶取扱作業要領及びプール内保管容器の気密漏洩検査作業要領に基づき、切断作業

を経て、100A缶に収納した後、漏えい検査を実施し、問題の無いことの確認を行った後、プールへ移送し、工程見直し後の計画内の4月19日までに是正処置を完了したこと。

- ・事業者は、以下の3点の再発防止策を進めていること。

①平成29年2月22日に法令・規則等の遵守教育を実施したこと。また、平成29年5月25日に上期全社教育の中で、核燃料物質の不適切な管理についての再発防止のため、核燃料物質の取扱いの原則及びそれに係る用語の定義等の教育を実施したこと。さらに、今後、下期全社教育でも同様の教育を実施する計画であること。

②社規則「核燃料物質取扱規則」及び部標準「核燃料物質の取扱いに係る作業要領（燃料ホットラボ施設）」を見直し、関連帳票の承認行為の見直し及び保管と貯蔵の用語の適正化により、核燃料物質の保管方法について明確化したこと。今後は、燃料実験設備、ウラン実験設備等の作業要領及び課標準の規則等の見直しを平成29年9月までに実施する予定であること。

③随時監査の導入、監査員の充実の他、被監査部門の個別監査、内部監査項目のデータベース化等の新しい監査の仕組みの取入れを平成29年9月までに行い、11月の定期内部監査においては、新しい仕組みでの監査を実施する検討を進めていること。

(2) 平成28年度の不適合管理「ガスモニタの誤報に係る不適合について」の是正処置計画の履行状況等の確認

- ・ガスモニタの誤報に係る対策として、30年以上の使用した機器の老朽化対策として、電磁ノイズに対して耐久性のある新機種への更新計画を進めており、2台一括での発注等納期の短縮を図ることで、平成29年12月までにその対策を完了すること。
- ・事業者は、30年以上の使用した機器の老朽化対策の水平展開として、A棟排気ダストモニタの更新手配を計画していること。さらに、F棟及びA棟の放射線モニタ更新計画（中長期計画）の5か年計画において、設置後30年を経過する機器から順次更新していくとしていること。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかった。なお、保安検査における指摘事項等の対応状況につい

ては、再発防止策の対応途上であることから、引き続き保安検査等において確認する。

5. その他

なし